

高槻市告示第 640 号

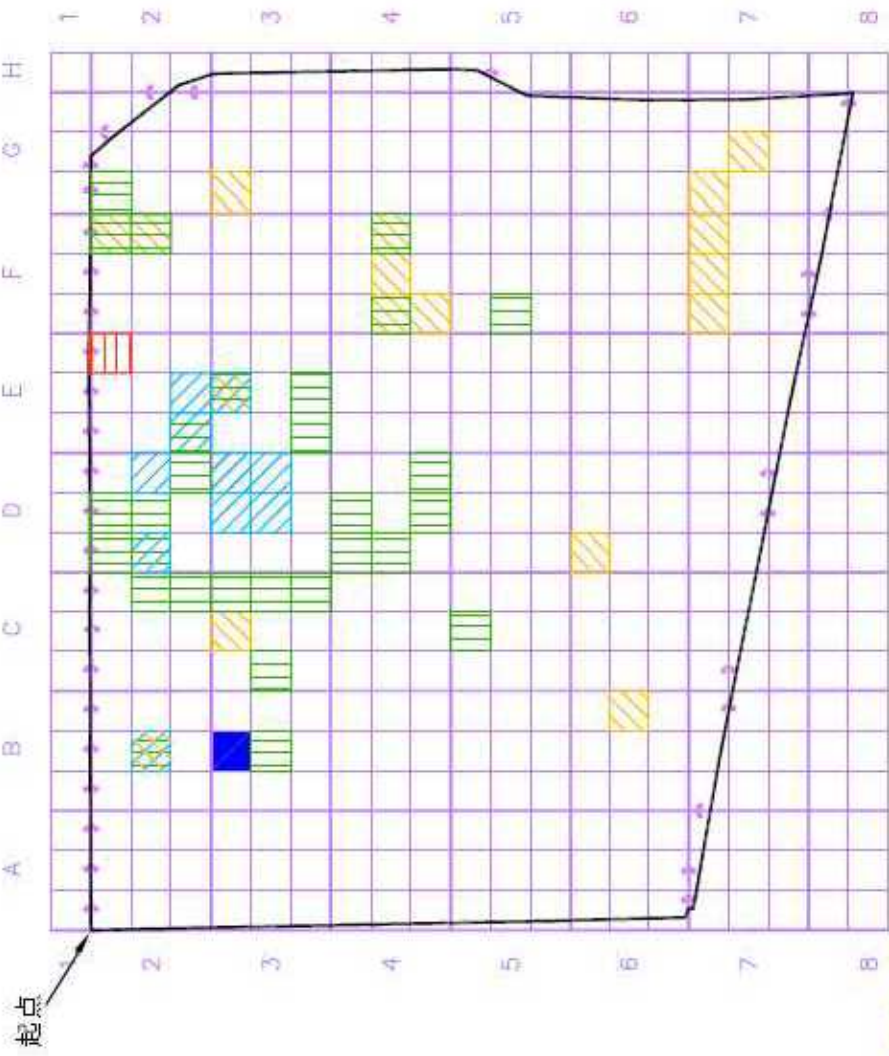
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、下記の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）として指定する。

平成 26 年 11 月 21 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 形質変更時要届出区域として指定する土地の区域
高槻市芝生町 1 丁目 19、28、28-2、33-3、34-3、81-1、81-2、81-3、87、2109-4
（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム及びその化合物
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



凡 例

- 六面クロム（溶出）基準不適合範囲
- セレン（溶出）基準不適合範囲
- 鉛（溶出）基準不適合範囲
- 鉛（含有）基準不適合範囲
- みっ素（溶出）基準不適合範囲

起点の座標（世界測地系）
 X座標：130457.608
 Y座標：-35469.051

単区画の区分
 起点から南西方向及び南北方向に10m
 間隔に引いた線を画点も画点も支点に右方向に
 89度36分57秒回転させて
 単区画に区分した。
 基準不適合の区画の面積
 4,813.3m²

区画番号

30m格子内の区画番号

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |

基準不適合範囲
 <基準不適合全項目>

別図 形質変更時要届出区域